

I K G の  
 旅館経営再生塾  
 第六十九回  
 中小企業新事業活動促進法を利用しよう  
 執筆担当者  
 孫田 猛

新規創業や新たな事業活動への取り組みを支援する3つの法律が統合され、平成17年度から「中小企業新事業活動促進法」としてまとめられた。このなかで、従来の「経営革新支援法」をほぼ踏襲した内容があるが、これが旅館の借入に活用ができる。

この内容は、従来の事業活動にとらわれないうち新たな取り組みを行なうことを「経営革新」と位置づけており、支援の対象となる事業活動は4つ（新商品の開発または生産 新役務（サービス）の開発 または提供 商品の新たな生産または販売 方式の導入 役務の新たな提供方式の導入、そ

の他新たな事業活動のうち、ひとつ以上の活動にチャレンジするための経営革新計画を作成、申請することになる。

たとえば、周辺旅館とは違った、特色ある設備投資を実施しよう等というときにはうつつけてある。

さて、プロセスとしては都道府県もしくは国による承認が得られ、政府系金融機関（国民生活金融公庫・中小企業金融公庫・商工組合中央金庫）による低利融資の利用の道が開けてくる。たとえば中小公庫の場合、直接貸付で貸付限度額が7億2000万円、融資期間20年以内（うち据え置き2年以内）となつている。また魅力として、基準利率よりも低利の「特別利率」という有利な利率で借りることが可能である。ちなみに8月10日現在、13年超14年以内の基準金利は2.00%、この「特別利率」は1.45%

である。

さらに、信用保証協会の一般保障限度額2億8000万円に加え、別枠補償限度枠としてさらに、2億8000万円が加わることになる。これは、政府系金融機関とともに、民間金融機関との協調融資を実現する場合においても非常に取り組みやすい制度である。

国としてはこの制度を大いに活用してほしいという姿勢である。したがって窓口では懇切丁寧に申請方法を教えてくれるはずである。もちろん計画申請については詳細計画とその根拠を作成しなければならぬし、申請が受理されたとしても、必ずしも融資が実行される保証はない。しかし、融資実行が可能ないし、融資実行が可能な条件であれば、有利な条件での借入を行なうことができるのである。

法律の詳細は各都道府県・商工会議所・商工会・政府系金融機関にお問い合わせいただきたい。